

令和元年第2回定例会

駿東伊豆消防組合議会 会議録

令和元年8月19日

駿東伊豆消防組合議会

令和元年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会期日程	目	2
付議事件等一覧	目	3

[8月19日(月)]

1 開会及び開議の宣告	3
2 会議録署名議員の指名	3
3 諸般の報告	4
4 会期の決定	4
5 報第4号から議第9号までの 5件一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
6 消防行政に対する一般質問	22
7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	31
8 管理者挨拶	32
9 閉会の宣告	33

令和元年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	8月19日	月	午後2時9分	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 報第4号、認第2号、議第7号～ 議第9号の説明 質疑 討論 採決 消防行政に対する一般質問 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

付議事件等一覧

- 1 報第 4号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 2 認第 2号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
- 3 議第 7号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 4 議第 8号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について
- 5 議第 9号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について
- 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査

令和元年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

令和元年8月19日（月）午後2時9分 開会

於 議 場

○出席議員（17名）

1番	浅田良弘	2番	森下茂
3番	杉村清	4番	秋山治美
5番	西塚孝男	6番	星谷和馬
7番	片岡章一	8番	加藤明子
9番	山口嘉昭	10番	稲葉富士憲
12番	馬籠正明	13番	岩崎高雄
14番	山田直志	15番	小長谷順二
16番	梶泰久	17番	渡邊博夫
18番	渡部一二実		

○欠席議員

11番 二藤武司

○欠 員（なし）

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	頼重秀一	副管理者	仁科喜世志
副管理者	小野達也	消防長	山本竜也
消防部長	大村創一郎	警防部長	小森泉
総務課長	安立和弘	予防課長	植田豊一

警防救急 課長	今井 將一朗	通信指令 課長	岡本 一
第一方面 本部長兼 沼津北 消防署長	植田 敏嗣	第二方面 本部長兼 田方中 消防署長	渡辺 肇
第三方面 本部長兼 伊東 消防署長	山田 聖二	清水町 消防署長	藤原 誠
東伊豆 消防署長	飯田 万也	田方北 消防署長	三枝 正治
田方南 消防署長	堀江 育夫	会計室長	玉川 稔

○議会事務担当職員

書記長	秋山 栄章	書記	鈴木 秀康
書記	廣瀬 光晴	書記	岩崎 孝充
書記	臼井 央哲		

○議事日程

令和元年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

令和元年8月19日（月曜日） 午後2時9分 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 諸般の報告
 - 第3 会期の決定
 - 第4 報第4号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
 - 第5 認第2号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
 - 第6 議第7号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について
 - 第7 議第8号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について
 - 第8 議第9号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について
 - 第9 消防行政に対する一般質問
 - 第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査
-

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（加藤明子）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤明子）

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員を、議長から指名いたします。

4番秋山治美議員、13番岩崎高雄議員を指名します。

◎諸般の報告

○議長（加藤明子）

次に、日程第2 諸般の報告をいたします。

最初に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る令和元年6月の定例検査結果報告が監査委員から報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、あわせて御了承願います。

次に、二藤武司議員から、本日の本会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎会期の決定

○議長（加藤明子）

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 渡邊博夫議員。

○17番議員（渡邊博夫）

令和元年第2回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、加藤明子議長に御出席いただき、開催いたしました。その概要について御報告申し上げます。

今定例会に提出されます議案は、管理者提出議案が5件でございます。内容といたしましては、報第4号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）、認第2号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について、議第7号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について、議第8号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について、議第9号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてとなっております。

次に議案質疑ですが、通告者につきましては、認第2号に2人となっております。
次に消防行政に対する一般質問ですが、通告者は4人となっております。
最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議
いただきます。

以上のことから会期につきましては、本日1日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（加藤明子）

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思っております。これ
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は1日と決定いたしました。

◎報第4号から議第9号までの5件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤明子）

次に、日程第4 報第4号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決
定）から日程第8 議第9号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）
まで、以上5件を一括議題といたします。

この5件に対する当局の説明を求めます。

○管理者（頼重秀一）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

報第4号の案件につきましては、交通事故損害賠償額の決定の専決処分について、
御報告するものであります。

次に、認第2号の案件につきましては、平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳
出決算について、御認定をお願いするものであります。

次に、議第7号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条
例及び駿東伊豆消防組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について、御議決を
お願いするものであります。

次に、議第8号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正
について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第9号の案件につきましては、令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予

算（第1回）について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、両部長から御説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○警防部長（小森泉）

私からは、報第4号につきまして、提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

報第4号「専決処分の報告について」でございます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について、専決処分いたしましたので、御報告するものであります。

内容につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

本件は、令和元年5月23日、本消防組合職員の運転する公用車が、伊東市中央町 _____ において、損害賠償の相手方所有の _____ ビルの縁石に接触し、損傷させた事故で、損害賠償額3万2,400円をもって示談が成立したため、本年7月18日付けで専決処分したものであります。

以上、管理者提出議案の報第4号の提案理由の補足説明を申し上げます。

○消防部長（大村創一郎）

それでは、私から認第2号から議第9号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の5ページを御覧ください。

認第2号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

初めに、議案を朗読いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年8月19日提出。駿東伊豆消防組合管理者、沼津市長 頼重秀一。

それでは、決算書の説明をいたします。

別冊となりますが、決算書の1ページ、2ページを御覧ください。

平成30年度歳入歳出決算書。

歳入について、款、項、収入済額の順に、御説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、款項同額の58億844万9,000円。

2 款使用料及び手数料、668万2,350円、1 項使用料、96万7,840円、2 項手数料、571万4,510円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、ゼロ。

4 款県支出金、1 項県補助金、款項同額の1,736万6,000円。

5 款財産収入、598万6,539円、1 項財産運用収入、395万6,139円、2 項財産売却収入203万400円。

6 款寄附金、1 項寄附金、ゼロ。

7 款繰入金、1 項基金繰入金、款項同額の2,552万4,396円。

8 款繰越金、1 項繰越金、款項同額の1 億1,345万4,159円。

9 款諸収入、1,648万1,144円、1 項預金利子、24万6,819円、2 項雑入、1,623万4,325円。

10 款組合債、1 項組合債、款項同額の1 億7,430万円。

歳入合計は、61億6,824万3,588円となりました。

次に、3 ページ、4 ページを御覧ください。

歳出について、款、項、支出済額の順に、御説明いたします。

1 款議会費、1 項議会費、款項同額の91万 7,543円。

2 款総務費、1 億4,074万2,881円、1 項総務管理費、1 億4,053万8,017円、2 項監査委員費、20万4,864円。

3 款消防費、1 項消防費、款項同額の57億4,039万7,302円。

4 款公債費、1 項公債費、款項同額の1 億6,270万5,497円。

5 款予備費、1 項予備費、ゼロ。

歳出合計は、60億4,476万3,223円。

歳入歳出差引残額は、1 億2,348万365円となりました。

続きまして、5 ページ、6 ページを御覧ください。

平成30年度歳入歳出決算事項別明細書の御説明をいたします。

歳入について。

1 款 1 項 1 目市町負担金、収入済額、款項目同額の58億844万9,000円、1 節共通経費負担金 8 億3,629万1,000円、2 節個別経費負担金、48億949万7,000円、各市町の共通経費・個別経費の負担金額は、備考欄に記載のとおりでございます。

3 節その他経費負担金、1 億6,266万1,000円。

これは、旧田方地区消防組合の庁舎建設費等の起債に係る負担金となります。

2 款使用料及び手数料、収入済額668万2,350円、1 項使用料、収入済額は96万

7,840円、1目総務使用料、1節施設目的外使用料、目節同額の96万7,840円、2項手数料、収入済額571万4,510円、1目消防手数料、1節消防手数料、目節同額の571万4,510円。

これは、手数料条例に基づくもので、危険物施設の許可及び完成検査等が356件、煙火の消費許可が75件あり、これらの手数料が主なものであります。

3款1項国庫補助金、1目消防費補助金、1節消防施設費補助金、ゼロ。

4款県支出金、1項県補助金、収入済額1,736万6,000円。

7ページ、8ページにまいりまして、1目消防費補助金、1節消防施設費補助金、目節同額の1,736万6,000円。

5款財産収入、収入済額598万6,539円、1項財産運用収入、収入済額は395万6,139円、1目財産貸付収入、1節建物貸付収入、目節同額の389万9,579円。

これは、各庁舎に設置の自動販売機に係る収入が主なものであります。

2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、目節同額の5万6,560円、2項財産売払収入、収入済額203万400円、2目物品売払収入、1節物品売払収入、目節同額の203万400円。

これは、消防車4台、救助工作車1台の売払収入であります。

6款1項1目消防費寄附金、1節一般寄附金、ゼロ。

7款繰入金、1項1目基金繰入金。

9ページ、10ページにまいりまして、1節基金繰入金、収入済額2,552万4,396円。

8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、収入済額1億1,345万4,159円。

9款諸収入、収入済額1,648万1,144円、1項1目1節預金利子、項目節同額の24万6,819円、2項1目1節雑入、項目節同額の1,623万4,325円。

10款1項1目組合債、1節組合債、収入済額1億7,430万円。

これは、はしご付消防自動車1台及び救急自動車3台の購入に係る起債となります。

歳入の合計につきましては、61億6,824万3,588円となりました。

次に、11ページ、12ページを御覧ください。

歳出について、御説明いたします。

1款1項1目議会費、ここからは別冊となりますが、平成30年度の主要な施策の成果と予算執行状況報告書、以降、この資料は、付属資料と申し上げますが、13ページからを併せて御覧ください。

議会運営事業は、組合議会を円滑に運営するための事業で、平成30年度は、定例

会 2 回、臨時会 1 回及び議会運営委員会 3 回を開催し、決算額は、91万 7,543円となりました。

付属資料は、15ページを御覧ください。

2 款総務費、支出済額 1 億4,074万2,881円、1 項 1 目組合管理費、支出済額 1 億4,053万8,017円。

事業 1 の組合管理事業は、特別地方公共団体である本組合の職場環境を整備し、円滑に運営するための事業で、管理者及び各審査委員の報酬や、財務会計・人事給与システム保守等に係る経費を支出しており、決算額は633万3,988円となりました。

続きまして、付属資料は16ページを御覧ください。

事業 2 の業務運営管理事業は、業務を運営する上で必要なネットワーク環境を維持し、適切な環境維持を図るとともに、内部情報ネットワークの万全な管理体制を構築し、強固なセキュリティ対策を確立するための事業で、決算額は2,069万3,310円となりました。

続きまして、付属資料は17ページを御覧ください。

事業 3、共同消防基金積立事業は、本組合を構成している市町が、共同で負担する経費の、平成29年度会計繰越金等を本組合基金条例の規定により、当該基金に積み立てる事業で、決算額は3,570万5,709円となりました。

続きまして、事業 5 から事業 7 までの消防基金積立事業は、伊東市、旧田方地区消防組合を構成していた伊豆市、伊豆の国市、函南町及び東伊豆町が負担する個別経費の、平成29年度会計繰越金等を本組合基金条例の規定により、消防基金に積み立てる事業で、平成30年度の決算額は、事業 5、伊東市消防基金積立事業 754万

1,008円、事業 6、田方消防基金積立事業1,563万1,187円、事業 7、東伊豆町消防基金積立事業265万8,271円となりました。

また付属資料、18ページ、19ページにまいりまして、事業 9、12、負担金返還事業は、平成29年度会計繰越金のうち基金へ積立てをしない沼津市及び清水町の個別経費負担金を返還する事業で、決算額は、事業 9、沼津市負担金返還事業 4,466万4,777円、事業12、清水町負担金返還事業730万9,767円となりました。

続きまして、2 項 1 目監査委員費、付属資料は20ページ、21ページを御覧ください。

監査委員事業は、本組合の監査・検査・審査を円滑に運営するための事業で、2 人の監査委員が選任されております。

定期監査を11月に、定例検査を毎月 1 回、決算審査を 7 月に行い、決算額は、20

万 4,864円となりました。

続きまして、決算書は13ページ、14ページ、付属資料は22ページからを御覧ください。

3款1項消防費、支出済額57億4,039万7,302円、1目職員管理費、支出済額50億530万4,487円。

事業1から事業6までの職員給与支給事業は、消防職員に係る人件費を適正に管理、運営するための事業で、各事業の決算額は、1の沼津市派遣職員給与支給事業は、18億8,180万4,404円、2の伊東市派遣職員給与支給事業は、7億6,424万9,056円、3の旧田方消防組合職員給与支給事業は、13億2,016万7,094円、4の東伊豆町派遣職員給与支給事業は、2億3,262万672円、5の旧清水町職員給与支給事業は3億4,539万434円、6の組合採用職員給与等支給事業は、3億5,995万6,681円となりました。

続きまして、付属資料は26ページを御覧ください。

事業7の職員管理事業は、本組合の人事運営管理及び職員の健康管理等に関する事務を円滑に行うための事業で、職員採用試験、職員昇任試験、健康診断、感染症予防のためのワクチン接種等を実施しており、決算額は、2,062万2,283円となりました。

続きまして、付属資料は、27ページを御覧ください。

事業8の職員研修事業は、消防職員の資質の向上のため、消防及び組合行政に関する知識及び技術の習得を目的に、教育訓練及び研修派遣を行うとともに、職場研修を行い、効果的に人材育成を図る事業で、決算額は、2,449万9,538円で、前年度比144万8818円の減となりました。

減額の主な要因は、平成30年度の新規採用職員は17人で、平成29年度と比較し14人少なく、約半年間派遣する静岡県消防学校初任科への派遣人数が減少したことによるものです。

続きまして、付属資料は、30ページを御覧ください。

事業9の被服支給事業は、本組合の消防吏員服制等規則に基づき、被服等を支給及び貸与する事業で、決算額は5,599万4,325円で、前年度比1,009万4,338円の増となりました。

増額の主な要因は、整備しきれていなかった消防隊員用防火衣を整備したことによるものです。

続きまして、付属資料は、31ページを御覧ください。

3 款 1 項 2 目消防運営費、支出済額 1 億9,714万8,533円。

消防運営管理事業には 8 つの事業があり、そのうち、消防署所運営管理事業については、消防署所の円滑な運営を行うための事業で、臨時職員の賃金、車両等の燃料費、庁舎の光熱水費、電話等通信機器の通信運搬費及び業務用機器の使用料等の経常的な経費が主なもので、各事業の決算額は、1 の沼津消防署所運営管理事業が 5,004万6,671円、2 の伊東消防署所運営管理事業が 2,209万5,647円、3 の田方消防署所運営管理事業が 3,611万6,539円、4 の東伊豆消防署運営管理事業が 504万8,185円、5 の清水町消防署運営管理事業が 495万855円となりました。

6 の消防本部運営管理事業は、経常的な経費のほか、消防長会関係の各種会議等の出席に係る経費も執行しており、決算額は 1,364万4,544円となりました。

7 の消防指令センター運営管理事業は、経常的な経費のほか、指令・無線システム接続回線の通信料や無線基地局の電気料負担金を支出しており、決算額は 4,163万 9,046円、8 の救急ワークステーション運営管理事業の決算額は、78万 9,931円となりました。

これら消防運営管理 8 事業における決算額の合計は 1 億7,433万1,418円で、前年度比 300万5,364円の減となりました。

減額の主な要因は、東伊豆町及び清水町運営管理事業において、臨時職員を雇用しなくなったことによるものです。

続きまして、付属資料は、33ページを御覧ください。

事業 9 の予防管理事業は、予防業務を円滑に実施するため、火災予防を啓発するポスターや住宅防火対策の推進を促す各種リーフレット作成のための印刷製本費、火災原因調査用カメラなどの備品購入費が主な経費で、決算額は 226万5,398円で、前年度比 336万9,818円の減となりました。

減額の主な要因は、臨時職員を雇用しなくなったことによるものです。

続きまして、付属資料は、34ページを御覧ください。

事業 10 の消防本部警防管理事業は、多種・多様化する災害に対応するため、組合全体の警防に関する業務の企画・調整を行うための事業で、各種研修会に伴う旅費や負担金、水難救助隊員養成に伴うプール使用料、臨時職員の雇用経費等が主なもので、決算額は 444万5,710円で、前年度比 118万8,338円の増となりました。

増額の主な要因は、各種研修へ参加するための旅費及び負担金が増額となったものです。

続きまして、付属資料は、35ページを御覧ください。

事業11の沼津消防署所救急管理事業及び事業12の消防本部救急管理事業は、救急業務の運営を円滑に行うための事業で、研修による職員の資質向上や、応急手当の普及啓発を図るため、応急手当指導員非常勤職員報酬や応急手当普及啓発に伴う経費、救急隊員の研修等に伴う旅費や負担金等が主な経費で、沼津消防署所救急管理事業の決算額は291万4,070円、消防本部救急管理事業の決算額は1,264万9,191円でした。

これら2事業の合計決算額は1,556万3,261円で、前年度比351万935円の増となりました。

増額の主な要因は、前年度に比べ救命講習の件数が増え、応急手当指導員への報酬が増加したことによるものです。

続きまして、付属資料は、36ページを御覧ください。

事業13の緊急消防援助隊事業は緊急消防援助隊の応援活動において、迅速かつ効果的な部隊の運用を行えるようにするため、実際の出動に要する経費と、そのために必要な資機材の整備及び訓練に要する経費で、決算額は54万2,746円となりました。

なお、平成30年度は、緊急消防援助隊の出動要請はありませんでした。

続きまして、決算書は15・16ページ、付属資料は、37ページを御覧ください。

3款1項3目消防施設費、支出済額5億3,794万4,282円。

事業1の田方消防庁舎整備事業は、田方の消防庁舎の機能を増強するための事業で、東日本大震災を教訓に、常に消防活動用燃料が確保できるよう平成29年度から3か年計画で自家用給油取扱所を各署に設置しており、平成30年度は田方中消防署に設置しました。決算額は、3,380万4,000円で、前年度比814万3,200円の増となりました。

増額の主な要因は、前年度に設置した田方南消防署の施設と比べ、地盤改良等に要する工事費が増額したためです。

続きまして、付属資料は、38ページを御覧ください。

事業2から9までの、消防庁舎維持管理事業は、各署所等の庁舎及び設備を適切に維持管理し、庁舎の長寿命化及び災害対応等の機能を維持するための、庁舎の修繕料、設備の点検・保守料及び庁舎の備品購入費等が主な経費で、各事業の決算額は、2の沼津消防庁舎維持管理事業が3,499万1,620円、3の伊東消防庁舎維持管理事業が749万3,875円、4の田方消防庁舎維持管理事業が1,274万3,641円、5の東伊豆消防庁舎維持管理事業が108万8,375円、6の清水消防庁舎維持管理事業が148万

3,868円、7の消防本部庁舎維持管理事業が402万6,425円、8の消防指令センター庁舎維持管理事業が151万963円、9の救急ワークステーション庁舎維持管理事業が72万7,110円となりました。

続きまして、付属資料は、40ページを御覧ください。

事業10から14までの、消防署所警防救急施設管理事業は、各消防署所に配備されている消防車両を、自動車損害賠償補償法に基づき、適正に管理するための、消防車両の自賠責保険及び任意保険が主な経費で、各事業の決算額は、10の沼津消防署所警防救急施設管理事業が106万7,329円、11の伊東消防署所警防救急施設管理事業が49万4,014円、12の田方消防署所警防救急施設管理事業が89万8,454円、13の東伊豆消防署警防救急施設管理事業が15万2,763円、14の清水町消防署警防救急施設管理事業が14万1,653円となりました。

続きまして、付属資料は、41ページを御覧ください。

事業15の消防本部警防施設管理事業は、消防隊が現場活動を円滑に行うために、消防車両や資機材を管理するための、消防活動用消耗品、消防車両の車検代、空気ボンベ等の耐圧検査料、各種資機材の点検料等が主な経費で、決算額は6,001万4,519円で、前年度比2,101万815円の減となりました。

減額の主な要因は、定期的に実施が必要なはしご付消防自動車のオーバーホールが前年度実施の車両と規格が異なるため、減額となりました。

続きまして、付属資料は、42ページを御覧ください。

事業16の消防本部救急施設管理事業は、救急資器材等の維持管理を行うための救急隊活動用消耗品、酸素ボンベ耐圧検査、各種資機材点検料及び賃借料が主な経費で、決算額は、3,338万3,698円となりました。

続きまして、事業17、消防指令施設管理事業は、高機能消防指令システム及びデジタル無線システムが常時適正に稼働するよう維持管理するための事業で、指令システム及び無線システム保守点検委託料が主な経費となり、決算額は9,992万2,606円となりました。

続きまして、付属資料は、43ページを御覧ください。

事業18、車両整備事業は、火災、救急、救助等のあらゆる災害に即時対応し、住民の安全を確保するため、各種車両を計画的に更新し、消防力の充実強化を図る事業で、老朽化した屈折はしご付消防自動車1台、連絡車、軽連絡車各1台及び高規格救急自動車3台の更新を行い、決算額は、2億911万8,194円で、前年度比3,186万8,394円の増となりました。

増額の主な要因は、屈折はしご付消防自動車を更新したことによるものです。

続きまして、付属資料は、44ページを御覧ください。

事業19、消防資機材整備事業は、火災、救急、救助等のあらゆる災害に即時対応し、住民の安全を確保するため、各種資機材を計画的に増強及び更新し、消防力の充実強化を図る事業で、主に消防用ホース、訓練人形、救急隊用機械器具、高圧空気容器、陽圧式化学防護服、暑活動系無線機、高規格救急自動車用高度管理医療機器等を整備し、決算額は、3,488万1,175円で、前年度比340万6,628円の減となりました。

減額の主な要因は、前年度整備した高度救助資機材を、平成30年度は購入しなかったためです。

付属資料は、46ページを御覧ください。

4款1項公債費、支出済額1億6,270万5,497円、1目元金、田方消防元金償還事業は、旧田方地区消防組合の庁舎、車両、消防救急デジタル無線及び消防指令センターの公債費の元金を償還するための事業で、決算額は、1億5,446万2,918円となりました。

2目利子、支出済額824万2,579円。

利子償還事業は、本組合の車両及び資機材の公債費の利子を償還するための事業で、決算額は4万5,031円、田方消防元金償還事業は、旧田方地区消防組合に係る公債費の利子を償還するための事業で819万7,548円となりました。

なお、付属資料46ページから48ページまでの表は、地方債現在高の状況について記載しております。

48ページ下段の表を御覧ください。平成30年度末の地方債現在高は、旧田方地区消防組合分が合計11億7,724万4,000円、本組合分が合計4億9,080万円となっております。

決算書は、17ページ、18ページを御覧ください。

5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

支出の合計は60億4,476万3,223円、不用額は1億3,501万9,777円となりました。

次に、決算書の19ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額61億6,824万4,000円、2 歳出総額60億4,476万3,000円、3 歳入歳出差引額1億2,348万1,000円、4 翌年度への繰り越すべき財源はゼロ、5 実質収支額は、1億2,348万1,000円、6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の

規定による基金繰入額はゼロとなります。

次に、決算書の20ページを御覧ください。

財産に関する調書でございます。

1の公有財産でございますが、旧田方地区消防組合が所有していた、消防施設8,397.88平方メートルが組合の財産となっております。他の建物等につきましては、構成市町から無償で借り受けているものであります。

2の物品でございますが、決算書の21ページにかけまして、決算年度中に購入した物品や、構成市町で起債の償還が終了した物品を増減いたしまして、決算年度末現在高となっております。

次に、決算書の22ページを御覧ください。

3の基金、共同消防基金でございますが、前年度末現在高3,689万1,643円、決算年度中に前年度の決算剰余金3,570万5,709円を積み立て、また、被服支給事業における消防隊員用防火衣整備のため862万2,396円を取り崩したため、決算年度末現在高は6,397万4,956円となっております。

伊東市消防基金でございますが、前年度末現在高ゼロ、決算年度中に前年度の決算剰余金を積み立て、決算年度末現在高754万1,008円となっております。

田方消防基金でございますが、前年度末現在高6,954万6,869円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金1,563万1,187円を積み立て、また田方中消防署の自家用給油取扱所の設置に伴い、基金から1,690万2,000円を取り崩したため、決算年度末現在高は6,827万6,056円となっております。

東伊豆町消防基金でございますが、前年度末現在高ゼロ、決算年度中に前年度の決算剰余金を積み立て、決算年度末現在高265万8,271円となっております。

以上が、認第2号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について御説明を終わります。

議案書にお戻りいただきまして、7ページを御覧ください。

議第7号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について御説明いたします。

別冊議案資料1ページの新旧対照表を併せて御覧ください。

本改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人等を理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、地方公務員法の一部が改正され、これに伴い、当該条例の一部を改正するも

のであります。

主な改正内容は、改正条例の第1条、駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例では、第27条第2号中の（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）を削ります。また、改正条例の第2条、駿東伊豆消防組合職員等の旅費に関する条例では、第3条第3項中、第16条の次の第2号から第5号までを削るものであります。

なお、施行期日が、地方公務員法の一部改正により、公布の日から起算して6月を経過した日とされていることから、附則といたしまして、施行日を令和元年12月14日とするものであります。

以上で、議第7号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について御説明を終わります。

続きまして、議案書の9ページを御覧ください。

議第8号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について御説明いたします。

別冊議案資料は2ページからを併せて御覧ください。

本改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、令和元年5月24日に公布されたことに伴い、令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引上げにより、その積算に増額の影響を受けることとなる手数料のうち、直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算を行い、増額となる手数料について、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、別冊議案資料4ページから5ページの別表、3の部、法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請の款、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の項中 158万円を 159万円に、194万円を 195万円に、226万円を 227万円に改めるものであります。

なお、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令により、施行期日が令和元年10月1日となっていることから、附則といたしまして、施行日を令和元年10月1日とするものであります。

以上で、議第8号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について御説明を終わります。

続きまして、議案書の11ページからを御覧ください。

議第9号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,348万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,173万8,000円とするものであ

ります。

12ページ、13ページの第1表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

補正予算の詳細につきましては、14ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

16ページ、17ページを御覧ください。

5款1項2目、1節利子及び配当金、4の駿東伊豆消防組合東伊豆町消防基金利子に7,000円を追加し、財産運用収入の総額を446万7,000円といたします。これは、東伊豆町消防基金に係る資金運用の運用益について、元加積立を行うためのもので平成30年度東伊豆町個別経費の決算剰余金が当初の見込みより多く、基金への積立金が増額となったため、運用益を再積算し、今年度予算に計上するものであります。

次に、8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、1の共通経費分繰越金に3,911万9,000円、2の沼津市繰越金に3,341万9,000円、3の伊東市繰越金に1,211万8,000円、4の田方繰越金に1,080万2,000円、5の東伊豆町繰越金に2,305万5,000円、6の清水町繰越金に496万2,000円の合計1億2,347万5,000円を追加し、繰越金の総額を1億2,348万1,000円といたします。

これは、前年度予算の剰余金を共通経費及び伊東市、田方並びに東伊豆町分は基金に積み立て、沼津市及び清水町分は返還するため、今年度予算に繰り越すものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

18ページ、19ページを御覧ください。

2款1項1目組合管理費、23節償還金利子及び割引料、事業番号の関係上、下からとなりますが、9の沼津市負担金返還事業に3,341万9,000円、12の清水町負担金返還事業に496万2,000円を追加し、25節積立金、3の共同消防基金積立事業に3,911万9,000円、5の伊東市消防基金積立事業に1,211万8,000円、6の田方消防基金積立事業に1,080万2,000円、7の東伊豆町消防基金積立事業に2,306万2,000円、合計1億2,348万2,000円を追加し、組合管理費の総額を1億6,047万6,000円とするものであります。

以上で、議第9号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について御説明を終わります。

以上、管理者提出議案であります、認第2号から議第9号までを一括して、提案

理由の補足説明を申し上げました。

よろしく御審議の上、御議決たまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長（加藤明子）

当局の説明が終わりました。

ここで、平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算につきまして、監査委員から審査の意見書が提出されておりますので、審査報告を求めます。

森下茂監査委員。

○2番議員（森下茂）

決算審査の結果報告をさせていただきます。

平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算審査の意見書については、お配りしてあるとおりでございます。

地方自治法の規定により、審査に付された平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算について、決算書並びに関係帳簿及び証票書類の審査を、令和元年7月17日に、駿東伊豆消防本部にて、相原代表監査委員とともに実施した結果、決算計数はいずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。

平成30年度（駿東伊豆消防組合会計）歳入歳出決算において、歳入総額は、61億6,824万3,588円、歳出総額は、60億4,476万3,233円、歳入歳出差引額は、1億2,348万365円でございます。

また、平成30年度の主な事業としては、田方消防庁舎整備事業において、田方中消防署に自家用給油取扱所を整備し、車両等整備事業において、屈折はしご付消防自動車1台を沼津北消防署に、高規格救急自動車3台を、沼津北消防署原分署、沼津南消防署静浦分署及び伊東消防署八幡野分署に、合計4台の特殊消防車両が更新されました。これにより、住民に対する消防サービスの維持・向上が図られたものと認識しております。

組合会計は、構成市町からの負担金等、運営経費の主財源は税金であることを改めて認識し、今後、なお一層の健全で良好な経営に努めていただくようお願いしました。

結びに、発足から3年間の執行実績を踏まえ、いつ起きてもおかしくない南海トラフ巨大地震、また、想定外の様々な災害に対しても、地域住民の安全・安心を確保するため、これからも消防組合の職員並びに関係各位が一丸となって御尽力いただきますようお願い申し上げます。決算審査の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（加藤明子）

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

最初に、報第4号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切りませう。

報第4号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、認第2号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番 山田直志議員。

○14番議員（山田直志）

議長に許可をいただきましたので、決算について2点お伺いしたいと思います。

1点目、3款消防費1項消防費1目職員管理費についてでございます。この目内で実施されている健康診断やストレスチェックの実績等は付属資料にも詳しく書いてあるわけですが、問題はやはり結果、要検査等の状況がどうなっているかということについては、記載がされていないわけでありまして、この辺につきまして現在どうなっているかということをお伺いしたいと思います。

2点目は3款消防費1項消防費3目消防施設費の工事請負費の関係なんですけれども、非常に高い落札率になっていると思われませんが、どのような入札を行ったのか、以上についてお伺いします。

○総務課長（安立和弘）

平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算についてのうち、はじめに、職員管理費、健康診断の実施結果における、要検査等の状況についてお答えいたします。

健康診断の実施結果につきましては、異常なしから要再検査まで、7段階で示されます。

平成30年度の実施状況では、受信者608人中、要検査等に該当する職員は164人で、全体の26.9パーセントでありました。

また、ストレスチェックの状況につきましては、実施者530人中、高ストレスと診断された職員は55人で、全体の10.3パーセントでありました。

次に工事請負費は、高い落札率であるがどのように入札をおこなったのかについてお答えします。

本入札は、指名競争入札により行ったもので、本組合の建設工事競争入札参加資格のある9者を指名し、8者が応札しております。

予定価格に対する落札率は、99.4パーセントとなっております。

○14番議員（山田直志）

今の要検査等の内容を聞きますと、高いとは言えないかもしれないけど決して低い数字ではないのかと、やっぱり消防の職務ということでもありますから、職員の皆さんの身体が非常に健康であることが土台となるのではないのかなと思います。そういった中で大事なことは、これは単年度の結果ということですが、組合設立から3年、毎年ひっかかってくるとなると、これはやっぱり要検査ということではなくて、いわゆる持病というか疾病状況ということにも繋がってくるわけで、今後こういう状況についてしっかりと労働衛生委員会等でも配慮や対応が求められるんだらうなと思うので、この点は管理してもらいたいと思います。

2つ目の問題についてですが、工事請負費の関係ですと、当町なんかの場合では落札率はどちらかというと予定価格よりも最低制限価格に近い方が非常に多くなっているというのが実情で、非常に予定価格に近いんだなと思っております。ただ、消防施設ということからすると、金額の問題もそうなんだけど、今回は給油タンクであるということなんだけど、今後、建物等については10年間の瑕疵担保責任とかそういうものを作って、しっかりと安全なものを作ってもらおうというようなことも検討されてしかるべきかなと今回の入札状況を見て感じましたので、よろしく御検討ください。

○議長（加藤明子）

12番 馬籠正明議員。

○12番議員（馬籠正明）

認第2号平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてお伺いします。予算附属資料の48ページ、Jアラート整備事業 260万円、この事業は単年度の事業なのか、又は複数年度に渡るものなのかをお伺いします。

2点目にこの事業の詳細な説明を求めます。

以上です。

○通信指令課長（岡本一）

Jアラート整備事業についてお答えいたします。

本事業につきましては、単年度事業として実施したものであります。

事業の詳細でございますが、Jアラートシステムは、本消防組合発足当時から運

用してきたところでありますが、総務省消防庁のシステムの仕様変更により、旧型受信機では対応が難しくなったことから、構成市町と同様に、新型受信機に更新したものであります。

○12番議員（馬籠正明）

仕様変更という内容について少々詳しくお尋ねします。よろしくお願ひします。

○通信指令課長（岡本一）

総務省消防庁のシステム仕様変更についてお答えいたします。

今回の総務省消防庁のシステムの仕様変更は、情報処理時間の大幅な短縮や情報処理を充実させるため、機器のハードウェア及びソフトウェアのシステムを改修したものであります。

情報処理時間の大幅な短縮とは、情報受信から自動起動までの処理時間が、従来15秒から30秒程度要しましたが、2秒以内へ大幅に短縮させるものであります。

また、伝達情報の充実とは、気象特別警報の情報を従来の大雨及びその他の2区分から、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪及び暴風雪の6区分に細分化したものであります。

○議長（加藤明子）

以上で、通告による質疑は終わりました。

次に、議第7号、8号、9号、以上3件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。

質疑を打ち切ります。

次に、認第2号、議第7号、8号、9号、以上4件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、認第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第2号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第2号は可決されました。

次に、議第7号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第7号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第7号は可決されました。

次に、議第8号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第8号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第8号は可決されました。

次に、議第9号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第9号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第9号は可決されました。

◎消防行政に対する一般質問

○議長（加藤明子）

次に、日程第9 消防行政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 西塚孝男議員。

○5番議員（西塚孝男）

第3方面における救急車の配置はどうなっているのか。また、救急車の現場への平均到着時間と東伊豆町の平均到着時間について伺います。

○警防救急課長（今井将一朗）

救急車の出動についてのうち、はじめに、第3方面における救急車の配置状況はどのようになっているのかについてお答えします。

第3方面には、伊東市、東伊豆町で、計5台の救急車を配置しております。

内訳といたしまして、伊東市は、宇佐美出張所、伊東消防署、吉田出張所、八幡野分署に、東伊豆町は、東伊豆消防署に配置しております。

続きまして、現場到着時間についてお答えします。

過去3年間の、本消防本部全体の救急車の平均現場到着時間は9.17分に対し、東伊豆町は10.55分になっております。

○5番議員（西塚孝男）

町民から、東伊豆町では非常に救急車が着くのが遅い。電話しても東伊豆町に救急車がいなくてよそに出ていると。そして吉田から来るとか、宇佐美から来ると、そうすると到着時間が吉田から約30分、宇佐美から40分、そのような時間を要して、今この救急の人を助けるという業務の中で、それで間に合うのかなど。

本年1月に、私の父も119番して、東伊豆町に救急車がいないと。吉田から来ると。自分は消防団の副団長の経験があり、救急救命のことを知っているから、心臓マッサージもやりましたが、30分というのは一般家庭でできるものかと。それはもう死に近いことではないか。そういう時のいわゆる救急車の配置、話によると第3方面から第2方面に出たりとか、非常によそへ出ているのが多かったなら、もっと必要なところに救急車を配備すべきではないか。一番遠い東伊豆町の救急車を他へ出すということが、本当に人命を守るということになるのか。そこを考えてもらいたい。

○警防救急課長（今井将一朗）

第3方面に救急車を増隊配置すべきではないかについてお答えします。

平成30年中の救急件数は、本消防本部全体で24,882件、内訳といたしましては、第1方面11,874件、第2方面6,708件、第3方面6,267件、その他高速道路等33件と

なっております。救急車1台当たりの出動件数は、第1方面1,319件、第2方面1,341件、第3方面1,253件となっております。

なお、救急車の配置台数は、総務省消防庁が定める消防力の整備指針に基づき管内人口により配置台数を決定しておりますが、第3方面につきましては、基準台数を満たしております。

以上のことから、現行の配置台数が適正であると考えております。

○5番議員（西塚孝男）

それでなくても、このような状態が何年もあるということですよ。私の例だけでなく。いっぱいあるということは、本当に考えなければならない。ただ、数字だけで、国のとかではなくて、東伊豆町という一つの、一番道も悪いし、東伊豆町から出したら、今の8月などは渋滞に巻き込まれて救急車もなかなか着かないですよ。

そういうことを考えた時に、東伊豆町の救急車を管外に出動させていいのかと思いますがいかがですか。

○警防救急課長（今井将一朗）

東伊豆町の救急車が、伊東市とかの他市町に出動している件数は手元に資料がございませんのでお答えできませんが、実際に平成30年中の東伊豆町の救急発生件数は、892件です。伊東市ですと5,375件、このような差がありまして、実際に東伊豆消防署の救急車が、東伊豆町に救急出動した場合でも、管外へ搬送するケースが非常に多くございます。そのような中で、実際に東伊豆町が空白になるということはまああると考えておりますが、その場合でも伊東消防署管内の救急車がただちに駆けつけるということでは、速やかな活動ができていると判断しております。

○議長（加藤明子）

以上で西塚孝男議員の一般質問は終了しました。

次に、3番 杉村清議員。

○3番議員（杉村清）

令和元年度第2回駿東伊豆消防組合8月定例議会におきまして、ただいま発言の許しを得ましたので、これまでの消防組合の活動実績と今後の対応についての質問をいたします。

まず、私自身が組合の議員である以前に、消防士ということで37年、それから消防広域前の、駿東伊豆消防組合発足に向けた協議会委員の一人として参加してまいりましたことから、組合発足時から、その運営には機会あるたびに注目してきたところであります。このような中、駿東伊豆消防組合におきましては、消防業務が開始

され4年目を迎えており、関係各位の御尽力により組織体制の強化が図られ、スケールメリットを生かした消防力強化が図られ、時代のニーズに合った的確な消防救急体制の構築が図られているかと思われます。しかしながら、管内住民の安全・安心を確保するためには、ここで立ち止まることなく更なる体制強化が必要と考えております。

そのためには、この地域の喫緊の課題である少子化、それから急速な高齢化、そして今後一層厳しくなる財政状況などを考慮し、行財政上さまざまなスケールメリット等を生かした効果的・効率的な消防体制の確立について、具体的に協議する必要があると思われます。このことは私が協議会委員であった時にも協議したことを記憶しており、特にその点についても人員や車両、設備など広域化に伴う諸問題についての協議及び調整は私がこだわってきたものの一つであります。

そこで、質問をいたします。

広域消防が発足し3年が経過した現在、次のことについて伺います。

1つ目は、消防体制や災害対応方法について差異のあった5消防本部が統一した活動を行うため、この3年間でどのような対応を実施したのか伺います。

2つ目として、この地域では南海トラフの巨大地震をはじめ、大規模災害が予想されるなか、今後、組合消防として、より良い消防活動を行うためには現場活動人員を増強する、あるいは増員することが必要不可欠であると考えますが、当局としてどのような認識を持っているのか伺います。

次に、広域化のスケールメリットについて伺います。

当消防組合は5消防本部が統合し、静岡県でも3番目の大きな規模となる消防本部となっております。消防本部の規模が大きくなることによって、安全・安心という住民サービスの向上につながると、私は確信しております。特に、規模が大きくなることで、今までできなかったことが可能になる。いわゆる、スケールメリットが多くあると考えます。そこで質問ですが、

まず1番目は、広域化後3年が経過し、このスケールメリットが消防サービスにどう生かされているのか。

2番目ですが、財政面についてはどのようなのか。

3番目として、災害への対応についてどのように生かされるのか伺います。

最後に、駿東伊豆消防組合の管理者及び副管理者の選任について、質問いたします。

組合管理者及び副管理者につきましては、駿東伊豆消防組合規約によりまして、

関係市町の長の互選により選任するということになっています。しかし、発足後3年を見ても、管理者は沼津市長、副管理者は伊東市長、函南町長となっておりまして、発足当時から同じ体制で組合の運営が行われているというのが現状であります。私は、組合運営を行う観点から、管理者は良しとしましても副管理者につきましては、構成市町の長で輪番に回した方が組合への関心も高まり、構成市町の絆、これも深まり、更に災害時においても連携強化が図られるという観点から、地域住民のためにより良い消防行政ができると考えております。

組合規約などさまざまなものに抵触することで、改正も必要になるかなと思いますが、また、すぐにできないと思われませんが、このことについても当局として、どのように考えているのかお伺いいたします。

○警防救急課長（今井将一朗）

広域化による消防力の向上についてのうち、はじめに、消防体制や活動方法に差異のあった5消防本部が統一した活動を行うため、この3年間でどのような政策を実施したのかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、旧消防本部の規模により1事案に対し出動する消防車両及び人員数が異なるため、部隊運用に差異がありました。このため、各方面に指揮隊を配置し、部隊運用の統一を図っております。

また、安全確実に迅速な活動技術の習得を目的とした警防技術指導会を平成29年度から実施しており、消火隊、指揮隊及び救助隊各隊の実践的な活動能力の向上と技術力の平準化を図っております。

さらに、体制の強化といたしまして、平成30年5月、沼津北消防署に救助技術のエキスパートで編成する、震災をはじめとした大規模災害に対応できる高度救助隊を発足いたしました。

○総務課長（安立和弘）

次に、予想される大規模災害で、より良い消防活動を行うためには災害活動人員を増強することが必要不可欠であると思うが、どのような認識をもっているのか、についてお答えします。

議員御指摘のとおり、消防活動はマンパワーを必要とするものであり、その人員を確保することは、消防行政にとって非常に重要であると認識しております。

また、消防力の整備指針における本組合の消防職員の充足率は、まだまだ低いことから、今年度からスタートしました本組合総合計画第1章第1節の消防体制の強化において、現場活動人員の増強を掲げているところでございます。

そのため、引き続き組織機構の有効な活用方法や、予定されている定年延長制度も視野に入れるなど、あらゆる手段を用い、現場活動人員の増強に、できることから精力的に取り組んでまいります。

続きまして、広域化によるスケールメリットとして、開署から4年目を迎え、このスケールメリットがどのように生かされているのかについてのうち、はじめに、消防サービスについて及び財政的なメリットについて、お答えします。

消防サービスについては、広域化により、組織が拡大したことから、出動体制が強化されたことは当然ですが、従来、困難であった予防部門や救急・救助部門の担当職員を専任化することで、質の高い消防サービスの提供が可能となりました。

特に、予防部門においては、各消防署で実施する予防査察の支援等を行うため、予防課に査察係を設置しました。

これにより、計画に基づいた予防査察の実施及び違反対象物の早期の是正を可能とするとともに、予防査察研修を充実させ、職員一人一人の技術を向上させるなど、広域化の効果が如実に表れております。

次に、財政的なメリットについては、財政規模が拡大したことにより、旧消防本部時代では整備・更新が困難であった、はしご付消防自動車等の特殊車両や各種消防資機材の計画的な整備が可能となったことから、ハード面においても消防力が強化されたものと考えております。

○警防救急課長（今井將一朗）

次に、災害等への広域対応についてお答えします。

現在、建物火災の出動につきましては、沼津市と清水町を管轄する第1方面は、広域化前の沼津市消防本部と同様の8隊が出動しておりますが、清水町消防本部は3隊でありましたので、5隊の増強となりました。

伊豆市、伊豆の国市及び函南町を管轄する、第2方面は、7隊が出動しておりますが、田方消防本部は4隊でありましたので、3隊の増強となりました。

伊東市と東伊豆町を管轄する第3方面は、6隊が出動しておりますが、伊東市消防本部が3隊でありましたので、3隊の増強、東伊豆町消防本部が2隊でありましたので4隊の増強となりました。

また、火災規模が拡大した場合は、全方面から消防隊を投入できる体制を整えております。

なお、各種災害における出動隊の隊編成につきましては、「経路探査ルート順編成システム」により、災害地点までの最短時間を計算して、署所や方面の垣根を越

えた到着順の隊編成とすることで、より迅速な消防活動が実現できております。

また、全方面において、同一箇所で多数の傷病者が発生した救急事案に対し、救急大事故と称した出動指令で救急車5隊の同時出動も可能となっております。

さらには、はしご車、化学車、水槽車、水難救助車などの特殊車両を従前運用していなかった地域への出動も実現できております。

○消防部長（大村創一郎）

駿東伊豆消防組合管理者及び副管理者の選任についてお答えします。

本消防組規約第10条第1項において、管理者1人、副管理者2人を置くことが規定され、また、その選任については同規約第11条第1項に「管理者及び副管理者は、関係市町の長の互選により選任する。」と規定されております。

従いまして管理者等については、関係市町の長の互選の中で、その都度、検討されるものであると認識しております。

また、同組規約第14条に附属機関として関係市町の長により構成される「参与会」の設置が規定されております。

所掌事務として、組合の議会に提案すべき議案や組合の運営に係る重要事項に関することが、本組合参与会条例で規定されていることから、定期的に参与会を開催し、管理運営に当たっていただいております。

○3番議員（杉村清）

私が田方消防本部時代は2市1町でしたので、管理者は1年の輪番で職務を全うしておりました。私の任務期間中には、特別救助隊の全国大会の入賞とか、そういううれしい報告もありましたが、職員の不祥事や事故などつらい報告もありました。

そういうさまざまな事案のなかで、後者についてはその都度、管理者、副管理者が消防組合職員の楯となり、対応していただいた記憶があります。

それから、職員の士気といいますか、命がけで災害に向かって対応する消防隊員にとって非常に重要なものですので、できましたら、管理者、副管理者の現場職員への激励や視察等をお願いしたい。このように、職員の士気の高揚を図ることによって、災害対応がさらに良くなると思っています。

また、先程言った消防力の整備指針ですが、数字を挙げませんでしたがかかなり低いです。消防職員もそうですし、車両もそうですが、静岡とか浜松に比べると駿東伊豆消防組合は非常に低いということが出ていますので、そういうことも数字的に挙げて、議員の皆さんに認識していただくことが大切かなと思っています。

それから、もう1点、つい最近、京都アニメの大きな火災がありました、そう

いう時にはできましたら、すぐに該当する施設に行って特別査察を実施するということが、住民の安全・安心につながるのかなと思います。

そして、消防は昔からメディアを通して災害対応するということが非常に苦手ですが、そういうことは、率先してやるようお願いしたいと思います。

○議長（加藤明子）

以上で杉村清議員の一般質問は終了しました。

次に、14番 山田直志議員。

○14番議員（山田直志）

私は第3方面の救急業務の充実について2点質問いたします。

1つは脳や心臓疾患の重傷患者の救急搬送については、緊急手術に対応できる医療機関が町内にはないことから、第三次救急病院に指定されている順天堂大学附属静岡病院への搬送を基本として対応していただきたいということが1点です。

2点目に、時にはどうしても第三次の救急病院が方面に無いわけですから、その移送中というのは東伊豆であれ、伊東であれ救急車がその地域においては空白時間というのが生じてくるんですね。そういう中で通報を受けてから30分とか1時間かかる場合も過去ありました。そういう中で患者さんをただ待たせるだけでいいのかなという点がございます。その点で出動していない消防班を出動させて初期対応する等の対応を求めたいと思いますが、いかがですか。

○警防救急課長（今井将一朗）

第3方面の救急業務の充実についてのうち、はじめに、重症患者に対する順天堂大学医学部附属静岡病院への搬送についてお答えいたします。

救急隊は、傷病者に対する重症度・緊急度を観察結果に基づき判断しており、重症度・緊急度が高い場合には、三次医療機関である順天堂大学医学部附属静岡病院又は沼津市立病院に搬送することを原則としております。

なお、長距離の搬送となる際は、現在の傷病者の状態から、安定的な搬送に耐えるか否かを判断し、耐えられない状況においては迅速な救急診療の必要性があることから、最寄りの医療機関を選定する場合があります。

次に、救急車が現場到着するまでの空白時間における消防班の出動についてお答えいたします。

本消防本部は、平成28年4月1日の発足から、重症度・緊急度が高い傷病者や、交通事故等で二次災害の発生の恐れがある場合などの救急事案に対し、消防隊が救急隊の活動を支援する、いわゆるPA連携を運用しております。また、PA連携の

出動基準に該当しない場合においても、救急隊の現場到着時間が長くなり、このことに伴い傷病者の状態が悪化すると予想される場合、消防指令センターや救急隊の判断により、積極的に最寄りの消防隊を出動させ、傷病者への接触時間の短縮や必要な救急支援を実施しております。

○14番議員（山田直志）

実際あった例で言うと、5月のことなんだけど、この人は奥さんが心臓が悪くなって救急連絡したんだけど、実際のところやっぱり到着してから完全に診療科目がない東部病院だとか今井浜へ連絡すると、家族や本人からしても早く連れてって欲しいという思いがあったと、そういう対応があったようです。しかしそれはたまたま奥さんがニトロを飲んでいたので、場合によっては現場到着した段階でそんなには重傷という風には思われなかったのかなと思うのだけれども、私ども町消防でやっていた時でも、だいたい町内ないし方面内に緊急手術できる機関がない訳だから、やっぱりいちいち診療科がない、対応できない病院に連絡を取らなくても、現場での判断で必要なところへ運んでいただくことを基本にして、対応していただかないと、特に脳や心臓の重篤患者の場合は一命に影響が出ると、たまたまその人はニトロを飲んでいたので今になって、さんざん私たちに文句を言っておりますけれども、生き残ったからそういうことが言えるんですけど、そういう事例があるということです。

2つ目の問題では、言われた点では確かに去年の6月の段階で最終的には亡くなりましたけども、心臓の状況があって、救急車が吉田から来るということで40分位かかるという状況の中で、消防隊が出て救急救命士の方が心臓マッサージなりをやるということで、非常にそういう点では家族の方は喜んでおりました。大変親切な対応をしてくれたと、それはそれで良かったと思うんですが、これは先ほど言ったように一般的ではないんですね。例えば私のところにも何件か寄せられる苦情の中で、伊東もそうなんですけども東伊豆で救急を要請するうちの半分くらいは観光客なんです。そうすると救急通報してもやっぱり20分、30分誰も来てくれないという心細さというのがありまして、実際あった例でも、この6月にあった例では町民の方が観光客が具合が悪くなって横たわっていたので救急通報したと、これもやはり通報して吉田の方から来るということで40分くらいの間、付き添っていたそうです。中々そこは変わらないんだけど、消防隊が空いていたら、応急の対応をしてあげるだけでも、もっと違ったのかなと。結局町民の方も善意をもって救急通報したんだけど40分も来ないということであれば、そこを離れるわけにもいかず、

結果として救急車が来るまで40分対応してあげたよと。こういうことも必要な反面、ただ、やっぱり観光客等の方々又は救急を要する人にすれば本当に重篤なのか分からないっていうこともあるので、通報だけでは分からない部分もある中で、その辺は住民サービスとしても必要な対応というのが、今後もっと練られていく必要があるのかなと、やはり観光地というものを抱えてるとということも、今後十分配慮していただきたいと、特に第3方面はそういう救急通報が多いものですから、この辺も配慮した対応を御検討していただきたいと思います。

○議長（加藤明子）

以上で山田直志議員の一般質問は終了しました。

次に、12番 馬籠正明議員。

○12番議員（馬籠正明）

救急現場での蘇生拒否に対する方針についてお伺いします。去る7月初旬、新聞に蘇生拒否統一对応見送り、現場隊員苦悩深く、との見出しで記事が載りました。この記事では大阪市消防局、埼玉西部消防局、東京消防庁が紹介されております。

当組合のこの救急現場での蘇生拒否に対する考え方についてお伺いしたいと思います。

○警防救急課長（今井将一郎）

救急現場での蘇生拒否に対する方針について、お答えいたします。

新聞に記載のとおり、現在のところ、法的整備及び全国での統一した方針はございません。

従いまして消防法に基づき救急業務を実施せざるを得ないことから、対応といたしましては、書面による意思表示がある場合や、家族などから蘇生を拒否された場合においては、かかりつけ医に救急現場に来てもらうことが可能であれば、医師への引き継ぎを実施することとし、不可能であれば救命処置を実施しながら搬送することとなります。

しかしながら、心肺蘇生を希望しないという傷病者等の意思と、救命するという救急活動の原則との狭間で救急隊が苦慮しているのも事実でありますので、今後においても国等の動向を注視し、情報収集に努めてまいります。

○議長（加藤明子）

以上で馬籠正明議員の一般質問は終了しました。

これで、消防行政に対する一般質問を終わります。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（加藤明子）

次に、日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○議長（加藤明子）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで管理者から挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○管理者（頼重秀一）

発言のお許しを賜りましたので、ここで令和元年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

組合議会議員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中御参集賜り、また、本日提案させていただきました議案につきまして、慎重審議を賜り御議決賜りましたことを心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

先程来の、例えば各議員の中でもお話しがありましたように、当組合議会はそれこそ地域住民の、安全・安心の要である消防行政を司るところであります。そのような意味からも、地域住民の安全・安心の確保は我々に課せられた責務であると考えているところであります。今後も議員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りながら、その点についての部分がしっかりと施行できるように、組合議会として、そして消防行政としてその役割をしっかりと努めてまいりたいと考えているところでございますので、御協力をお願いしたいと思います。

大変簡単ではございましたが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきますが、まだまだ時節柄、大変暑い時期でございます。このような中でございますが、皆様方におかれましては、どうか御自愛いただき、ますます御活躍され、地域の発

展の為にお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げまして、大変粗辞ではありますが管理者としての挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（加藤明子）

これをもって、令和元年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午後3時52分 閉会

○地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年8月19日

議 長 加 藤 明 子

議 員 秋 山 治 美

議 員 岩 崎 高 雄